

















執事八月号はどうかしらせうか。七月十日の頃あると聞かれました。今の住所へ送るに内々金もせうか。

# MIWA SEIGO

Cable Address  
PERCOMIWA OSAKA  
Phone (44) 2787

PEPARENTATIVE OF  
PERVEZ TRADING CO., KARACHI  
c/o Kojima Denki Seisakusho  
Korai-Nomura Building, 5th Floor,  
2-Chome, Koraihashi, Higashi-ku,  
OSAKA, JAPAN.

Codes:  
Acme Code  
Calpack Code  
Private Code

Date:

サウロコンスゴ事務所に夕方ライターニ各机等三個預金(計7000.00)  
債券・国債・個人用券を明細に記入し昭和十一年現地の  
三輪商店の財産は二十九万二千四百五十一と記載してあります  
時價に足つたう漢大な金と聞かれました  
後日不服のクレームを出す積りには後まつと聞かれました  
このまじきおまじき者達が大阪から取り戻す事は今の東京銀行がこう  
く、このまじきおまじき者達が大阪から取り戻す事は今の東京銀行がこう  
おまじき

今朝の午評でくわしく出したところですが又取り急ぎ午評を再掲  
します。今晚の夕刊朝報に

「日独財産区置で論議」が又出したが、カレス長官が財産区置に  
賛意を表明し二週間は強論を出すと言表してあります  
それ、今朝者達が東京銀行(元格正金銀行)が在外資産の  
区置に相譲しましたと、銀行の意見は次の通り

(即ち相譲人が二世名儀になつて残れば、~~簡単~~簡単なる柱形式の  
裁判が半年以内には必ず区置される。相譲税は大件一割位になる  
だろう)との事。しかし今更なる区置にまつとしてあれば、法あるが  
早由議令を区置しおければ区置される。それならば、その時相譲  
の物と相譲税をとり、それらも遠からず区置される。内閣  
の下から出る相譲税をとり、それらも遠からず区置される。内閣  
の区置れば、結局同じ税金が区置される。一から税をすするかの流  
「だろう」との意見でした。つまり、区置される。一から税をすするかの流  
「だろう」との意見でした。つまり、区置される。一から税をすするかの流  
「だろう」との意見でした。つまり、区置される。一から税をすするかの流

又税もあつた。半費をす。御事ある。急強も。二エローク。出さず。準備も。せねば。ならぬ。せん。な。り。か。い。り。く。し。て。あ。る。う。し。の。内。閣。又。盗。賊。等。の。念。の。め。る。に。は。下。さ。り。



4

7/24/54

4)

Cable Address  
PERCOMIWA OSAKA  
Phone (44) 2787  
Ref. No. ....

MIWA SEIGO  
PEPESSENTATIVE OF  
PERVEZ TRADING CO., KARACHI  
c/o Kojima Denki Seisakusho  
Korai-Nomura Building, 5th Floor,  
2-Chome, Koraihashi, Higashi-ku,  
OSAKA, JAPAN.

Codes:  
Acme Code  
Calpack Code  
Private Code  
Date:

文紙を七月十四日差出し方平致 受取りました 遺言状の事につき色んな  
心配の事を済ませせん 文紙が英又の向う合せんとする所は返るかられば  
大分わかり易い 指子が分ると思ひます 文紙を七月十四日に居る中致  
の字しと同封し書あり又その中致に對する返るを次の指に今書  
しと出して置きます  
以下文紙の出し方平致の内容宛

文紙を七月十四日附の中致十五日に受取りました 取り急ぎ用件に移ります  
昨十五日文紙より平致の居る道に内程園事事務所に行き味を尋ねて  
よく聞かされた 尚分らぬ所があればワシニトテの事務所へ直接英文の中致を  
出して見る積りなすうをすしと結果は直ぐ知らせると書きました 文紙を  
もくわしく書かされた者として二人が何れも後者の晩者類も出て調べ  
て見ました 尚父老が前に出されたクレイの内容は三輪お信をその子の  
返還と書かされたところおものおとへば オアツツヤングの指に 文紙を  
が書かされた日本劇場の場合も同じと思ひます 其の子供が或は橋山  
お信や橋山お信の指に兄弟とか叔父とかの事を書くので 引つては  
續けておきのりたら 競賣に對する 價額は幾らでもよく 異議は行か  
けないです 何故ならば肉光の間がうで(私書の場合 文紙を遺言状か 文紙)  
三輪お信を十五万円で受けついで 今口を言やえ事をそのおのりたらは  
實行的には何筆の損失もたらわけて 従って十五万円の競賣他に對し  
ても不足がたりわけてすししかし私書の場合 金然他人の知んぬるに  
十五万円の價額は不意の安値で 不服があるわけをすし 尚父老も元來  
であるが何れにせよ 布達に依り官理局にある者類 調査を不服  
のクレイを出さず 考へかして 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも  
おのりたら 一應十五万事を言やえ 受取りその指に 辯護士の似顔し  
何れかの 不服のクレイを出さずと 初めかう 不服のクレイを  
出して 拒否されたら 何れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも  
文紙がクレイを出さず 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも  
梳(た)つば十五万事の何れか) 出した方がすし 又今を  
考へて見れば 私書の場合 損失は 損失は 損失は 損失は 損失は 損失は  
は個人として 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも  
百五万と 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも 誰れも